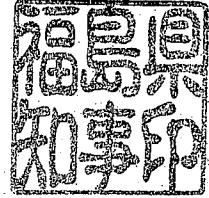


5財第2305号
令和6年2月13日

加藤建設株式会社
代表取締役 加藤 大蔵 様

福 島 県 知 事



入札参加資格制限措置に係る再苦情申立てについて（回答）

令和5年12月15日付けで申立てがありましたこのことについて、入札参加資格制限措置に係る苦情処理手続要領第10条の規定に基づき、下記のとおり回答します。

記

1 再苦情申立ての回答及び理由

福島県入札制度等監視委員会再苦情調査部会（令和6年1月31日開催）の報告書記載のとおり、貴社に対する入札参加資格制限措置は妥当であると判断されましたので、貴社の再苦情申立ては認められません。

2 添付書類

再苦情調査結果報告書（写）

（事務担当 入札監理課 電話024-521-7899）



5 入 第 1 9 号
令和 6 年 2 月 9 日

福島県入札制度等監視委員会委員長
様
福 島 県 知 事

福島県入札制度等監視委員会
再苦情調査部会 部会長

再苦情申立てについて（報告）

令和5年12月25日付け5財第1982号で福島県知事から福島県入札制度等監視委員会委員長あて審議依頼ありました工事等請負業者入札参加資格制限に係るこのことについて、福島県入札制度等監視委員会運営規程（平成19年4月26日付け福島県入札制度等監視委員会制定）第6条第1号ウの規定に基づき別紙のとおり報告します。

なお、福島県入札制度等監視委員会規則（平成19年福島県規則第29号）第8条第9号の規定により、当部会の議決をもって委員会の議決となることを申し添えます。



再苦情調査結果報告書

1 再苦情の対象となった措置

福島県知事が申立人に対して別紙1のとおり通知した工事等請負業者入札参加資格制限措置

(申立人)

双葉郡楡葉町大字井出字八石83

加藤建設株式会社

代表取締役 加藤 大蔵

2 申立人からの苦情申立て

別紙2のとおり。

3 当該苦情申立てに対する福島県知事の回答

別紙3のとおり。

4 申立人からの再苦情申立て

別紙4のとおり。

5 調査

(1) 調査年月日

令和6年1月31日(水)

(2) 調査方法

申立人及び県側担当者からの意見聴取

6 当部会の調査結果

当該工事等請負業者入札参加資格制限措置は妥当である。

7 理由

申立人は、2件の県発注工事において、下請負報告書の根拠資料として事実と異なる書類を提出していたこと、同報告書に下請負人との契約内容を正確に反映させずに提出していたことを認めながらも、県の入札参加資格制限期間は長すぎるとして期間を短縮するよう主張している。また、情状に応じて福島県入札参加資格制限措置要綱(以下、「要綱」という。)で規定する措置基準を運用すべきであるとも主張している。

一連の行為については、当該工事を受注するために組織した特定建設工事共同企業体(以下、JVという。)の別の構成員によるところが大きいことは当部会も認めるところであるが、申立人はJVの代表構成員であり、発注者と折衝する権限並びに請負代金を請求し、受領し、及びJVに属する財産を管理する権限を有する立場にあった。

また、県の入札参加資格制限期間の措置基準については、要綱の別表で一定の範囲で措置期間を定め、さらに情状を考慮した上で運用で細かく定めているものである。

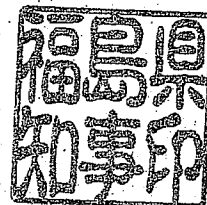
以上を踏まえ、県が要綱別表措置基準第1-1の2ロにより9か月の入札参加資格制限として措置したことは妥当であると判断する。

5財 第 1446 号
令和 5 年 10 月 30 日

加藤建設株式会社

代表取締役 加藤 大蔵 様

福島県知事



工事等請負業者入札参加資格制限通知書

このたび、貴社に対して下記のとおり入札参加資格制限を行うこととしたので通知します。今後はこのような事態が生ずることがないように十分注意してください。

なお、入札参加資格制限の期間中は、新たに県発注に係る工事等の全部若しくは一部を下請し、若しくは受託し、又は当該工事等の完成保証人等となることはできません。

記

1 入札参加資格制限の期間

令和 5 年 10 月 30 日 から 令和 6 年 7 月 29 日まで

2 入札参加資格制限の理由

貴社は、加藤・開東特定建設工事共同企業体の代表構成員として施工した相双建設事務所発注「道路橋りょう整備(再復)工事(改良舗装)」(工事番号:第19-41370-0397号)において、一次下請負人との間で金額の増工、工期の延長の変更契約をそれぞれ別の日に交わしたにも関わらず、2件の契約を同日に契約したものと虚偽の契約書類の写しを発注者に提出していたうえ、別の一次下請負人との間で3回に渡って交わしていた変更契約を発注者に報告せず、下請報告書には実際に支払われた金額と異なる金額を記載し提出していた。

また、元請負人として施工した富岡土木事務所発注「公共災害復旧工事(河川)」(工事番号:第19-41371-0139号)において、一次下請負人との間で資材を元請支給として契約を交わし、後に下請調達に変更したにも関わらず、適切な変更契約を交わさなかったうえ、下請報告書には実際の支払額と異なる金額を記載し提出していた。

このことが、本県建設工事等入札参加資格制限措置要綱別表第1の1の2(虚偽記載)に該当するため。

教示

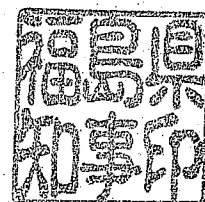
この通知に対して不服がある場合は、入札参加資格制限措置に係る苦情処理手続要領第3条第3項に基づき、この通知日の翌日から起算して2週間以内に苦情を申し立てることができます。

(事務担当 総務部入札監理課 電話024-521-7899)

5財第2317号
令和6年2月13日

加藤建設株式会社
代表取締役 加藤 大蔵 様

福島県知事



工事等請負業者入札参加資格制限期間通知書の訂正について（通知）
令和5年10月30日付け5財第1446号で通知しました入札参加資格制限に
ついて、下記のとおり通知文を訂正します。

記

- 1 訂正箇所
標記通知書「2 入札参加資格制限の理由」中の「金額の増工、」を「当初契約と」
に訂正する。
- 2 訂正の理由
福島県入札制度等監視委員会再苦情調査部会における調査後、標記通知書の表記
に係る貴社の申出により契約状況を確認したところ、上記1の事実が確認されたた
め。

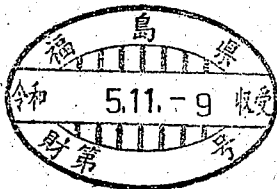
（事務担当 総務部入札監理課 電話 024-521-7899）

様式 1

入札参加資格制限措置に係る苦情申立書

令和 5 年 11 月 8 日

福島県知事 御中



〒979-0603

福島県双葉郡楢葉町大字井出字八石 8 3

加藤建設株式会社

代表取締役 加藤 大蔵

入札参加資格制限措置に係る苦情処理手続要領第 3 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり申し立ていたします。

記

第 1 申立てに係る措置

添付令和 5 年 10 月 30 日付「工事等請負業者入札参加資格制限通知書」記載のとおり（5 財 第 1446 号）。

第 2 申立の趣旨及び理由

1 申立の趣旨

工事番号：第 19-41370-0397 号における弊社の行為が、福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱別表第 1 の 1 の 2（虚偽記載）の中のロ「工事着手後に発注者の調査により虚偽記載の事実が判明し、受注者の過失が特に大きいと認められるとき」に該当するとして、9 カ月の入札参加資格制限を受けましたが、弊社は、形式的には「加藤・開東特定建設工事共同企業体」（以下「本件 JV」）の代表構成員ではあるものの、本件 JV は、実質的に、開東産業株式会社により、①下請業者の選定、②下請契約の締結、③下請業者への支払、④下請報告書を含む各種書類の提出が行われたのであり、弊社において、本件 JV を組んだ開東産業株式会社への監視・監督義務はあるものの、弊社が積極的に、虚偽記載等をしたことはありませんでした。

また、注文者による調査が行われるまで、開東産業株式会社と A 社 との支払状況等を、弊社として覚知することが出来なかったのであって、「受注者の過失が特に大きい」には該当しないものと思料します。

開東産業株式会社と A 社 や B 社 との間の詳しい契約内容や、詳しい支払状況などについて、開東産業株式会社から、報告を受けておらず、発注者が今回の調査する前に、弊社が、自らの意思で積極的に、虚偽内容を報告することは不可能であって、福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱別表第 1 の 1 の 2（虚偽記載）の中の「ロ」（9 カ月）を適用することは、比例原則に反する措置であると思料します。

2 申立の理由

(1) 加藤・開東特定建設工事共同企業体名で、工事番号：第 19-41370-0397 号（以下

「本件工事」)を落札した後、開東産業株式会社の営業部長であるC氏から、①下請業者の選定、②下請契約の締結、③下請業者への支払、④下請報告書を含む各種書類の提出等を、開東産業株式会社側に任せてほしい旨をお願いされ、弊社は、人手不足という事情もあり、同申出に応じました。

- (2) 開東産業株式会社側で選定した下請業者が、C氏と交流のあったA社でした。開東産業株式会社が、本件JVがあるにも関わらず、弊社の承諾や確認をもらうことなく、A社との間で、契約締結等を進めたことは、令和3年3月11日付注文書(甲1)の発注者が、本件JV名ではなく、開東産業株式会社名のみで注文し、同様に、A社が同日付で作成した注文請書(甲2)の名宛人も、本件JVではなく、開東産業株式会社のみになっていることから推察できると思います。また、同注文書(甲1)の印影も、弊社の印影はなく、開東産業株式会社の印影のみです。このように、本件工事は、実質的には、開東産業株式会社とA社の二者間で進められ、適宜、開東産業株式会社から、弊社に、報告・確認が行われるはずでした。
- (3) しかし、結果的には、開東産業株式会社からの弊社への報告は不十分であり、下請業者との契約内容、支払状況、相殺状況、書類の提出状況などについて、具体的な報告はありませんでした。弊社としては、中心となって本件工事を進めていた、開東産業株式会社から、十分な報告が無い以上、本件通知書で指摘されているような「一次下請負人との間で金額の増工、工期の延長の変更契約」も認識しようがありませんでした。確かに、弊社にも、本件JVを組む開東産業株式会社への監視・監督義務や、下請業者への配慮義務はありましたが、弊社は、積極的に「虚偽報告」をしているという認識も無ければ、「虚偽の契約書類」であることの認識(故意)もありませんでした。
- (4) さらに、「別の一次下請人と間で3回に渡って交わしている変更契約」とありますが、別の一次下請業者とは、B社のような業者のようですが、このような業者を選定したことや、3回にわたり変更契約をしたことは、開東産業株式会社において行われたものであり、弊社は、このような事実経緯を認識しておりませんでした(開東産業株式会社にご確認いただければ分かると思います)。
- (5) 「虚偽報告」とは、虚偽であることを認識しながら、あえて虚偽報告したことについての悪質性を捉えて、入札参加資格制限が課せられるものであると思います。虚偽報告をしていることを認識せず、JVの相手方(開東産業株式会社)の監視が不十分であったことにより、9ヵ月もの長きに渡る入札参加資格制限が課せられることは、憲法上保障された「財産権」や「営業の自由」を実質的に制限することに他なりません。
- (6) 弊社としては、代表者自ら、現場に毎日のように行き、安全管理・品質管理・工程管理などをしていましたが、開東産業株式会社とA社との間の契約締結状況、支払状況、相殺状況などについてまでは把握することが出来ず、結果的

様式 1

に「虚偽報告」を探知することが出来ませんでした。このように本件では、弊社は、積極的に虚偽報告を実行したことはなく、このような事案において、「受注者の過失が特に大きいと認められるとき」に該当すると判断されたことに納得が出来ないことから、本件苦情申立を行う次第です。

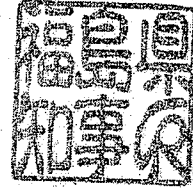
(添付資料)

- (1) 令和5年10月30日付「工事等請負業者入札参加資格制限通知書」
- (2) 令和3年3月11日付注文書
- (3) 令和3年3月11日付注文請書

5 財 第 1 7 4 9 号
令和 5 年 1 2 月 4 日

加藤建設株式会社
代表取締役 加藤 大蔵 様

福 島 県 知 事



入札参加資格制限措置に係る苦情申立てについて（回答）

令和 5 年 1 1 月 8 日 付けで申立てがありましたこのことについて、入札参加資格制限措置に係る苦情処理手続要領第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり回答します。

記

以下の理由により、入札参加資格制限措置の期間（以下「制限措置期間」という。）は「9 か月」が適当であると判断します。

1 申立の趣旨及び理由について

本県の入札参加資格制限措置は、本県発注工事等の契約相手方として適当か否かという観点から福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱別表措置基準（以下「措置基準」という。）に基づいて行っているところです。今回の案件は発注者が異なる 2 件の工事において、工事着手後に発注者の調査により虚偽記載の事実が判明したものであり、貴社は代表構成員又は元請としての受注であるため責任は大きいと判断しました。しかしながら、虚偽記載に対する直接的な関与は低いと判断し、「明らかな故意性」には該当せず「受注者の過失が特に大きい」に該当するとして下記参考のとおり措置基準別表第 1 の表中 1 の 2 口に基づき制限措置期間を 9 か月としております。

申立があった工事（工事番号：第 19-41370-0397 号）においては、入札参加時に提出のあった特定建設工事共同企業体協定書第 7 条において、代表構成員の権限として発注者及び監督官庁等と折衝する権限などが規定されており、申立の趣旨にある「弊社は、形式的には本件 J V の代表構成員ではあるものの、本件 J V は、実質的に、開東産業株式会社により、①下請業者の選定、②下請契約の締結、③下請業者への支払、④下請報告書を含む各種書類の提出が行われた」という貴社の主張は認められるものではありません。

また、申立の理由(2)の「令和 3 年 3 月 11 日付注文書（甲 1）の発注者が、本件 J V 名ではなく、開東産業株式会社名のみで注文し、同様に、（A 社）が同日付で作成した注文請書（甲 2）の名宛人も、本件 J V ではなく、開東産業株式会社のみになっている」状態は、貴社が本件 J V の代表構成員としての役割を果たしているとは言えず、過失が特に大きいと判断せざるを得ません。

2 公共災害復旧工事（河川）（工事番号：第 19-41371-0139 号）における虚偽記載について

令和 5 年 1 0 月 3 0 日 付け 5 財 第 1 4 4 6 号 の 工 事 等 請 負 業 者 入 札 参 加 資 格 制 限 通 知 書 に 記 載 し た 「 入 札 参 加 資 格 制 限 の 理 由 」 の と お り 、 貴 社 が 元 請 人 と し て 施 工 し た 富 岡 土 木 事 務 所 発 注 の 上 記 工 事 に お いて 、 一 次 下 請 負 人 と の 間 で 資 材 を 元 請 支 給 と し て 契 約

を交わし、後に下請調達に変更したにも関わらず、適切な変更契約を交わさなかったうえ、下請報告書には実際の支払と異なる金額を記載し発注者に提出していたことは自ら虚偽記載をしたものと判断せざるを得ません。

なお、1の工事と一連のものとし、貴社が主体的に行った行為ではないと考えられることから、「虚偽記載の原因が特に重大で悪質」までには当たらないとしたものです。

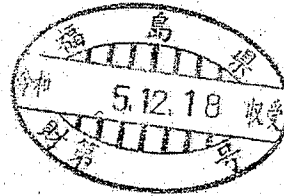
(参考)

- 措置基準別表第1の表中1の2ロ（制限措置期間9か月）
 - ロ 工事着手後に発注者からの調査により虚偽記載の事実が判明し、受注者の過失が特に大きいと認められるとき。

教示

この回答に対して不服がある場合は、入札参加資格制限措置に係る苦情処理手続要領第8条の規定に基づき、この回答の翌日から起算して2週間以内に再苦情申立てを行うことができます。

(事務担当 入札監理課 電話024-521-7899)



様式 2

入札参加資格制限措置に係る再苦情申立書

令和 5 年 12 月 15 日

福島県知事 御中

〒979-0603

福島県双葉郡楢葉町大字井出字八石 8 3

加藤建設株式会社

同社代表取締役 加藤 大蔵

入札参加資格制限措置に係る苦情処理手続要領第 8 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり申し立ていたします。

記

第 1 申立てに係る措置

添付令和 5 年 12 月 4 日付「入札参加資格制限措置に係る苦情申立てについて（回答）」記載のとおり（5 財 第 1446 号）。

第 2 申立の趣旨及び理由

1 申立の趣旨

(1) 他県や他の市町村における指名停止等の措置要綱を見ても、「虚偽記載」の場合の運用基準は 6 ヶ月程度、最高でも 9 ヶ月程度の指名停止期間に留まるものが多いと思われ、比例原則の考え方から言っても、今回の事案のように、虚偽記載の積極的に関与していない弊社のような事案において、9 ヶ月間もの指名停止期間は重すぎる措置と思料し、再考を願いたいと思います。

(2) 今回の指名停止措置は、「福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱別表措置基準」別表第 1 の「措置基準」「運用期間」を機械的に適用したものを考えざるを得ません。入札参加資格制限措置は、運用期間を機械的に適用するのではなく、その「情状に応じて」その指名停止期間を運用すべきであると考えます。福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱にも、何度も「情状に応じて期間を定め」との記載があります。弊社としては、「受注者の過失が特に大きい」との判断に、今回の事案の特殊性や事情への考慮が含まれているとは思えず、再度の異議申立をさせていただきます。

2 申立の理由

(1) 今回、国、他県、他の市町村の指名停止の措置要綱を調査しましたが、「虚偽記載」との項目において、その指名停止期間の上限は、6 ヶ月乃至 9 ヶ月が限度でした。福島県のみ、12 ヶ月が上限期間になっている合理的理由が分かりませんでした。確かに、地方自治法施行令 167 条の 4 第 2 項は、普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められると

きは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる」と規定されていることは了解していますが、この指名停止期間の決定は、各自治体の全くの自由裁量であるとは解されず、一定の比例原則・平等原則の適用はあるはずです。

- (2) 「受注者の過失が特に大きい」とは、一般的には重過失を意味し、重過失とは「僅かの注意をすれば容易に結果を予見し、回避することができたのに、漫然と看過した」場合を指すと思われます。今回、弊社にこのような「重過失」があるとは思えません。異議申立にも既に主張したように、弊社としては、開東産業株式会社とA社との間の支払状況などを探知することは不可能であり、開東産業株式会社からも弊社に何らの説明もありませんでした。弊社が、開東産業株式会社とA社間の内部的問題を、積極的に探知しなかったことが、「重過失」との評価になるとは思えません。

以上